

Title	門松秀樹君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.5 (2006. 5) ,p.61- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060528-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

門松秀樹君学位請求論文審査報告

門松秀樹君より提出された博士学位請求論文「幕末・維新期における行政的連続性に関する研究―箱館奉行所・箱館裁判所・箱館府・開拓使の変遷を事例として」の構成は以下の通りである。

はじめに

第一部 蝦夷における行政機関の機能と運営の実態

第一章 蝦夷地統治と箱館奉行所

(一) はじめに

(二) 箱館奉行所再置の経緯

(三) 箱館奉行と江戸幕府首脳の通信

(四) 箱館奉行の上申と蝦夷地政策

1 樺太開拓

2 場所請負制

3 蝦夷地上知

第二章 箱館府による民政の実態

(五) おわりに

(一) はじめに

(二) 箱館裁判所と総督の権能

1 箱館裁判所の設置とその権能

2 箱館裁判所総督の勤務実態

(三) 箱館府による施政―『評決留』における記載を中心―

(四) 箱館府民政方の活動実態

(五) 箱館府と民衆の関係

(六) おわりに

第三章 箱館府による外政の実態

(一) はじめに

(二) 箱館府の機構

1 箱館戦争以前の機構

2 箱館戦争後の機構

(三) 箱館府による外政―行政実務に着目して―

1 開拓使設置以後における旧幕臣の処遇

(1) 東久世通禧開拓史長官による旧幕臣の朝臣願

臣願

(2) 黒田清隆開拓史次官による旧幕臣の朝臣願

願

(四) おわりに

補助論文

第一章 明治初期における旧幕臣登用実態の分析―『武鑑』と『官員録』の比較を中心に―

- (一) はじめに
 - (二) 江戸幕府崩壊後の幕臣
 - 1 大政奉還後の政治状況
 - 2 維新後の幕臣の進路と境遇
 - 3 明治政府の幕臣に対する処遇
 - 4 大政奉還を巡る徳川慶喜の意図
 - (三) 明治政府による幕臣登用の実態―『武鑑』と『官員録』の比較を中心として―
 - 1 分析に用いる史料とその手法
 - (1) 史料について
 - (2) 分析の手法について
 - 2 『武鑑』と『官員録』の比較結果
 - 3 幕臣の出仕と明治政府の人材登用方針
 - (四) おわりに
- 第二章 明治初期における統治者の意識―江戸時代における藩の触書と明治時代における府県布達の比較を中心に―
- (一) はじめに
 - (二) 松前藩による触書
 - 1 町方における触書

2 在方における触書

(三) 箱館府による布達

1 箱館市中を対象とした布達

2 北蝦夷地を対象とした布達

(四) 触書と布達の比較

1 江戸時代と明治時代の比較

2 日本人居住地とアイヌ居住地の比較

3 他地域との比較

(五) おわりに

おわりに

本論文の関心は明治維新という大規模な政治変動に際して、行政組織や行政機構はいかなる影響を受けるのかという点にある。既存の研究においては、明治維新の政治変動においても行政の連続性が保たれたと指摘されている。本研究では、かかる見解が妥当性をもちうるかを主に行政組織における人的側面から検証する。

先行研究においては、明治政府と旧幕臣の関係を論じる際に、その手法上大きな問題点がある。それはその多くが勅任官を対象としており、明治政府により継承された大多数が判任官であるという事実を軽視していることである。そこで門松君はかかる事実を踏まえ、総括的に旧幕臣の分

析に挑戦するのであるが、旧幕臣の確定には最善の配慮を加えている。つまり判任官層を対象として、『官員録』や『官員全書』等の史料を用いると、幕府の所在地であった東京府に本籍を持つ者、徳川宗家が転封された静岡県に本籍を持つ者が中心になるということである。

門松君は従来の研究で用いられた民間発行の資料である『官員録』の限界を前提として、主に行政機関が自ら作成した職員の履歴資料を利用することで、より精緻な分析をめぐらした。また、本研究の特色となっているのは、旧幕臣の継続的登用の実態について考察するにあたり、その所属した行政機関相互の機能的比較を試みたことである。そのため、江戸幕府と明治政府が地域的にも、時間的にも連続して支配した地域と、そこにおける行政機関を対象としている。すなわち、本研究では、幕末期に江戸幕府によって上知され、直轄地となった後、明治政府により接収された蝦夷地（北海道）と、同地に設置された行政機関である、箱館奉行所、箱館裁判所（府）、開拓使を事例として、行政機関の機能的比較、及び人的な連続性について分析する。以下、本論文の構成にしたがいつつ、内容を検討し、適宜評価を加えてゆくことにする。

第一部では、旧幕臣と明治政府の官員との人的連続性を

論ずる前提として、対象となる行政機関相互が機能的にいかなる共通点を有するかを明らかにしている。

そのうち第一章では、安政以降に江戸幕府により再設置された箱館奉行所が幕府の蝦夷地政策にいかなる影響を与えたかを明らかにしている。『大日本古文書』のうち『幕末外国関係文書』に基づき、当該時期の箱館奉行と江戸幕府首脳、とりわけ老中との通信に着目して、影響力の考察を進めている。日米和親条約の締結を契機に再設置された箱館奉行所は外国との様々な交渉をめぐり老中と通信を取り交わしていた。同君により、箱館奉行と老中の往復文書形体が綿密に明らかにされ、蝦夷地政策に影響を与えた文書は上申書と伺であることが明らかにされている。上申書には奉行の政策提言が記されており、伺には行政実務について老中の判断が求められている。樺太開拓の事例においては、在府・在勤の両箱館奉行の見解が老中の政策決定に大きな影響を与えていたことが詳細に明らかにされている。こうした奉行の上申の精緻な分析はきわめて有益な知見とすることができよう。同章においては、嘉永七年六月三〇日から安政二年二月二二日までの箱館奉行から老中への同一七件の取り扱いが分析されている。分析の結果として、箱館奉行所の必要経費や奉行所の設備等に関する日常の行

政実務が主体であるようにもみられるが、老中が伺通り指令した中に外国との交渉事項が含まれていたことは注目に値しよう。これは外交案件であろうと現地の判断が優先されたことを意味しており、同君が指摘するように、奉行の裁量は広範に及んだことが確認される。「箱館奉行所が蝦夷地における統治機関として有効に機能していた」とする所見は十分肯首しうるものである。

第二章では、明治政府が蝦夷地統治のために設置した箱館裁判所の統治の実態が解明され、その役割と機能が詳しく分析されている。これまで箱館裁判所に関しては、岩倉具視ら新政府首脳が蝦夷地統治を重視し、政府直轄化を決定していたにもかかわらず、その実態はほとんど明らかにされることがなかった。そうした意味でも、同君の研究成果は注目すべきであり、きわめて貴重である。同章では、箱館裁判所の設置とその権限を明らかにしたのち、箱館裁判所総督の勤務実態が取り上げられている。門松君は国立国会図書館憲政資料室所蔵の『清水谷公考文書』を用い、総督の勤務実態を丹念に追究している。慶応四年五月下旬の短期間の「日記」ではあるが、箱館裁判所の機能を知る上でも貴重である。内容を見ると、総督の職務は来客との対面、外交関係の通信、政治判断を要する問題への対処で

あることがわかる。『峠下ヨリ戦争之記』などから、同君は総督や裁判所首脳への評価は概して低いものであったことを付言している。勤務時間の短さなどが原因として挙げられることは総括的にみて同君の指摘の通りである。箱館裁判所は慶応四年閏四月、箱館府に改組されるが、その機能をめぐっては『評決留』に依拠して分析が進められている。それによると、民政事項については機構上も江戸時代以来の慣行が踏襲されていたことがわかる。一例をあげれば、村同士の入会地の境界策定をめぐる紛争での調停がある。こうした調停は広範な分野に及んでいるが、同君が推定するように、奉行所時代からの慣行であった可能性が高い。多岐にわたる慣行は旧奉行所吏員の継続的登用を必然化したとの指摘は妥当である。

第三章では、箱館裁判所、箱館府の外政に着目する。とりわけ外政担当部局である「外国局」の活動が明らかにされている。門松君は同章において、外交事務がいかに処理されていたかについて、『外国局日誌』や『書簡控集』をもとに分析を進める。外交実務をみると、為替の管理、船舶の管理、貿易の管理、関税の徴収、外国人関係など多岐にわたることが指摘できる。これら業務をいかに遂行したか、箱館奉行所との連続性はどうか、ここでは詳しく丹

念に検証されている。分析には杉浦誠の日記である『箱館奉行日記』が用いられており、豊富な事例が検討されている。そして詳細な検討の結果、開拓使まで外交権限が連続していることが明らかにされている。この間、奉行所吏員が継続登用されていることも明らかにされており、興味津々ない内容となっている。

第四章では、開拓使において旧幕臣が登用された実態を、開拓使が設置されていた期間の前半期にあたる明治九年までを対象として明らかにしている。ここで取り上げる行政機関は、江戸幕府によって日米和親条約締結以降に再設置された箱館奉行所、明治政府により設置された箱館裁判所（府）、及び開拓使であり、その幕臣の実態を北海道立文書館所蔵資料をもとに分析している。箱館奉行所、箱館裁判所及び箱館府、開拓使の各々の機関で業務上の連続性が高いことはすでにみた通りであるが、各々の行政機関を構成する人員についても連続性が高くなるとの仮説を門松君は立てている。

そこで同君は人的連続性の高さを検証するため、北海道立文書館所蔵の『官員進退調綴込』、『官員明細短冊』、『履歴短冊』、そして『履歴書』を用いる。同君の分析が実に手堅いのは、これら用いる一連の資料の性格を個別的に明

らかにしていることである。また、旧幕臣の登用実態を正確に理解するために、当該時期の職階の変遷や職員数が『開拓使事業報告』に依拠して提示されている。分析の結果によると、旧幕臣は二七二名であり、箱館奉行所より継続して箱館裁判所に登用された者は二二九名に上る。この中には寛政年間に幕府が武田氏の遺臣として取り立てた、いわゆる八王子千人同心も含まれている。

人員の地位の変遷をみると、箱館奉行所の吏員は箱館裁判所においてはすべて判任官として引き継がれている。開拓使についてはすべて判任官となつた箱館奉行杉浦誠ら若干名を除いてほとんどは判任官に登用されている。そもそも開拓使には勅任官や奏任官自体が少ないのであるから当然の結果ともいえ、むしろ判任官の大量登用は行政実務上の要請であると指摘する同君の見解は妥当といえる。

実態は各所において箱館奉行所の吏員がそのまま継続任用され、開拓業務にもあたっていたとみることができよう。また、給事席文武掛が箱館戦争時には在任隊の隊長として指揮をとつたり、箱館奉行所雇から唯一の司事席に登用されるなど、活躍の場が与えられていた。門松君は旧幕臣の数量的分析と同時に、各種史料から個別事例を丹念に拾い上げ旧幕臣の登用実態を詳細に明らかにしており、そこか

ら得られる知見は貴重である。

同君は本章において、旧幕臣の職員全体に占める割合が明治五年を画期として減少している点に着目する。同年には、旧幕臣について一六〇名が、旧箱館奉行所吏員が一四七名開拓史履歴より消えている。門松君は『履歴書』等の史料から、主として旧箱館奉行所吏員の離職率が高いことを指摘する。その理由については、開拓使設置直後には行政組織・機構の整備上、とりわけ行政実務の連続的運営の必要性が高かったからと説明している。ところが、明治三年に黒田清隆が開拓使次官に就任すると、新たに積極的な開拓政策が展開されるようになり、職員数も増大する。黒田の就任以降、新規の開拓政策実施にむけての組織整備が求められた。こうした開拓使自体の変化は、もはや旧箱館奉行所吏員を継続的に登用する必要性を低下させた。同君は、これを旧箱館奉行所吏員が「中継ぎ的」役割を終えたとみなしているが、全体的な組織変化の観点からみる限り、妥当な見解であるということができよう。

それでは黒田は開拓使の動向にどのような影響を与えたのであろうか。黒田による新規の方針が開拓使の組織編制に大きく作用していることから、注目されるところである。黒田は兵部省から開拓使に異動するにあたり、北海道地方

の巡察を行っている。巡察の結果は太政官に復命されているが、それが『北海道樺太開拓に關し上陳』である。これによると、黒田は開拓使の本庁を石狩へ移転すべきこと、開拓使の長官には大臣をあてるべきこと、北海道・樺太の両開拓使を統合すべきこと、統合後の開拓使の年間予算を一五〇万円とすべきこと、北海道の分割支配を廃止すべきこと、江戸時代以来の慣行を重視すべきこと、開拓のための移民には北海道及び東北地方の人々をあてるべきこと、現状を納言以上の太政官における首脳部が視察すべきこと、開拓に適した技術者を登用すべきことなど多くの方針を掲げている。黒田による提言の多くは実現しており、黒田の手腕と開拓使に対する影響力はきわめて大きいことがわかる。

なかでも黒田の人事政策が注目される。門松君が指摘するように、廃藩置県直後に行われた官制改革では各行政機関の長官の人事権が拡大された。旧幕臣が主として登用されている判任官の任免は長官の専権事項であり、奏任官は長官の奏聞により太政官が任命することになった。開拓使の場合、しばらく長官は空席であったが、実態としては明治四年十月以降、黒田が事実上長官として職務を遂行していた。上述の建言書には開拓使の人事政策として黒田は

「官吏ヲ減シ煩擾ヲ省」くとしており、冗官の淘汰が示唆されている。開拓使職員の履歴録には「御人減之為職務被免候事」という記載が散見され、黒田の方針に沿って人員整理が進んだことがわかる。「明治五年を画期として開拓使はその規模を大幅に拡大しているが、その一方で、開拓使内部においては常に冗員の整理がおこなわれていた」とする門松君の指摘は的を射いているということができよう。

一方で黒田は北海道の開拓事業に資する者、すなわち農業や鉱工業など様々な分野で知識や技術を有する人材の登用を提言している。この人事方針は政府の入れるところとなり、開拓使予算とは別途に人件費が計上された。

かくして、同君がいみじくも指摘するように、黒田の人事方針が採用され、開拓使は組織的に新陳代謝を遂げる。新たなテクノクラートが登用される一方で、明治五年以降「中継ぎ的」役割を果たした旧箱館奉行所吏員はしだいに淘汰されていったのである。

第五章では、開拓使が設置されていた後半にあたる、明治九年から十五年の開拓使廃止までの旧幕臣の登用実態の分析が試みられる。分析にあたっては、『履歴短冊 明治十四年六月』甲・乙、『判任官履歴録 明治十五年改』甲・乙、『廃使ノ際開拓使本庁職員録』を用い、履歴記録

の検討がなされている。すなわち、同君は職員数に占める旧幕臣の増減や履歴記録の記載内容から、開拓使における人事政策の基本的方針をできる限り究明しようとする。上記の一連の履歴記録から、開拓使職員の姓名、本籍地、開拓使出仕以前の履歴が整理される。明治九年以降における履歴記録において、開拓使による登用を確認できる旧幕臣は一五〇名である。そのうち、旧箱館奉行所関係者としては六一名が確認される。門松君が作成した「開拓使における幕臣一覽表（明治九年以降）」等をもみる限り、箱館奉行所関係者の減少傾向が明治九年以降においても緩やかに続いていることが判明する。同君の分析から、開拓使に登用された旧幕臣数減少が旧箱館奉行所関係者の減少に起因することが明らかとなった。地道な分析から得られた貴重な知見である。

また、門松君は履歴史料等から「開拓使履歴史料における職員出身地分類一覽表」を作成し、開拓使職員の出身地が全国に広がるのは廃藩置県以降であることを明らかにしている。職員の出身府県の拡大は、廃藩置県によって明治政府が中央政府としての地位を確立し、職員を全国的規模で募集することができるようになったためであろう。同君はまた、各藩閥の出身者数を比較し、鹿児島県の出身者の

割合が多いことを指摘し、開拓使の最高責任者である黒田清隆の影響を重視している。「開拓十年計画」などを考慮すれば、かかる見方は妥当な見解ということができよう。

同君は根拠となる史料を有意に整理し、興味深い成果をあげている。「開拓使における幕臣在籍期間一覧表」もその一つで、この表から箱館奉行所関係者とそれ以外の旧幕臣を比較した場合、箱館奉行所とは無関係な旧幕臣の方がより長期にわたって登用される傾向が明らかになる。

本章では開拓使の人事方針についても詳しく論じられている。当初の段階においては、すでにみたように、箱館奉行所の吏員が継続登用されていたが、黒田の新方針に沿って明治五年ごろから新たなテクノクラートの採用、旧箱館奉行所関係者の淘汰が進められる。その際、重要となるのは開拓事業等における旧技術から新技術への移行である。欧米式の新技術の導入にはその普及、定着に相応の時間を要する。そこに生じる移行期間は江戸時代以来の手法に関する技術や経験を有する旧幕臣によって担われた。こうした新旧の交代は、同君が指摘するように、計画的に進められたとみられるが、ここでも黒田の指導力が光っている。

門松君は人事政策を詳らかにするため、開拓使における定年や登用基準にも着目している。そのための履歴史料と

しては、『官員進退調綴込 上下』、『廃使ノ際開拓使本庁職員録』が用いられている。それによると、開拓使における登用年齢の下限は十六歳であり、定年は七〇歳であることが判明する。登用の基準であるが、それを明確に示した史料は存在せず、履歴史料より読み取れる手がかりが丹念に検討されている。検討から明らかになるのは父ないしは家長が在職中に死亡した場合、その地位が後継者により継承されるという慣行である。開拓使設置当初においては、個人の能力に立脚して適任者を登用するというよりも、江戸時代における武家の家職として引き継がれたとみるべきであろう。こうした役職に対する慣行が広く受け入れられていたとする同君の指摘は妥当ということができる。

第六章では、明治政府による北海道統治を中断した事件である箱館戦争を事例として、箱館戦争が箱館府・開拓使に登用された旧幕臣に対して、戦中の行動がその後の開拓使職員としてのキャリアにいかなる影響を与えたか考察を加えている。箱館戦争においては、開戦初頭の峠下村の戦い以降、大変短い期間に清水谷公考箱館府知事が箱館から青森に撤退しているが、清水谷が青森に退いた後に箱館府職員がどのように行動したかを、開拓使が作成した『官員進退調綴込』等の履歴史料をもとに明らかにしてゆく。門

松君は箱館戦争と蝦夷地の概況に詳しくふれた後、清水谷府知事撤退以降の箱館府職員の動向に注目している。箱館府の幹部や彼らに随行した兵士や職員は青森に同行することができたが、府知事の青森脱出が急遽決定されたこともあって、蝦夷地各地に在勤する職員の多くは勤務地に残されることになった。それでも、同君が史料を精査した結果、職員ら二四六名中一三八名が青森に脱出していることが判明した。箱館府在勤といっても、東京や新潟などに出張していた者もあり、それらは主張先から情報を得て青森に向かった者もある。同君はこれらについて具体的な事例を挙げながら考究しており、当時の様子が如実に示されている。続いて興味深いのは撤退に動向せず、蝦夷地に潜伏した人々である。蝦夷地での潜伏を選んだのは三五名である。遠隔地に在勤していたため、撤退の情報伝達が遅れ、潜伏を余儀なくされたのである。なかには旧幕府軍と戦闘し負傷して潜伏した者などもある。

清水谷府知事は、親や妻子など家族のある者については、青森に脱出せず勤務地で明治政府による回復を待つよう指示を出している。同君はここで個別事例にふれ、蝦夷地残留となった人々の様子を記録から描き出しており、興味深い内容となっている。同君の詳細な検討から、残留者の中

には実際は旧幕府側に出仕した者のあることが確認されている。旧幕府軍に出仕したのは、正確には十六名である。彼らは、清水谷の青森撤退後箱館などに潜伏していたが、旧幕府軍の探索を受け、出仕にいたっている。ここでも門松君は事例研究を行っており、箱館府職員が旧幕府軍に出仕してゆく過程が詳細に明らかにされている。このほかにも身の振り方は様々であり、旧幕府軍占領下の箱館に留まり、政府軍の密偵として諜報活動に邁進した者もある。旧幕臣出身の箱館府職員の中には旧幕府軍に同情的であった者が存在したことを『峠下ヨリ戦争之記』より明らかにしている。これまで箱館戦争中箱館府に在勤した職員の動向を詳細に明らかにした研究はなく、門松君の研究は斬新であるといわねばならない。

それでは箱館戦争における行動は旧幕臣の処遇にどのように影響を与えたのであろうか。開拓使の設置にあたっては、箱館府人員のうち判任官以下については一度全員を免職とし、選考の後再び登用する方針が採られているが、これには箱館戦争で免職処分になった者を再登用する目的が含まれているものとみられる。この点について、同君は多くの事例を挙げながら裏づけを行っており、説得的である。実際、処遇にはかなりの格差があったとみられ、清水谷府

知事に随行した者には五〇両の恩賞が下賜されている。ただ、こうした中には潜伏後朝臣願いを出した事例なども含まれている。朝臣願いの採否は族籍を認めるか否かの問題であり、士族以上の族籍を認められるということは、秩禄処分以前においては家禄の支給といった経済的保障が認められているということである。しかしあくまで開拓使の人事における登用基準は朝臣か否かということよりも、各人が有する技術や能力に対する評価であった。たとえば、開拓使本支庁の会計局では、財務処理能力が登用の基準となっている。

いずれにせよ、箱館戦争終戦後においては、清水谷府知事より旧幕府軍に出仕した箱館府職員に対して、その罪状を赦免する旨を言明した申し渡しが発せられるなど、寛典に処された。旧幕府軍に出仕した者ですら、一時的に免職等の処分を受けたが、再び箱館府や開拓使に出仕した。東久世や黒田は朝臣願いを出し、終始旧幕臣に対して温情的対応を行ったが、これに対し太政官は否定的であった。これは、門松君が指摘しているように、旧幕臣の行政事務の維持、運営の有用性に対する認識の違いから生じた結果であろう。

以上が本論文の本論であるが、全体として膨大な史料を

丹念に読み解き、的確な検討、整理、巧みな分析が行われており、その成果は当該分野の研究の進展に十分資するものと評価することができる。

同論文には補助論文が加えられており、本論で進めた北海道における行政的連続性が中央政府レベルではどのように観察されるかを課題とした論文と、江戸時代から明治時代初期にかけての官民関係の連続性、すなわち行政機関が統治の対象とする民衆との関係を検討した論文から構成されている。

第一論文では、幕末から明治初期にかけての『武鑑』と『官員録』の比較によつて、明治政府による旧幕臣登用の実態を分析している。それと同時に、大政奉還前後の政治状況の推移や、明治以降の旧幕臣に対する処遇などから、明治政府の旧幕臣に対する認識と、その登用方針などに関しても考察を進めている。

同論文では、幕臣と明治政府との関係の実態を、明治政府による幕臣の登用に着目して、いつ、誰が、どこに登用されたかという点にまで踏み込んで明らかにしている。また、幕臣と明治政府の関係をより広範な視点から明らかにするために、明治維新以降の幕臣に対する明治政府の処遇や、その登用方針が明らかにされている。

幕臣に対する明治政府の処遇については、一度朝敵としておきながらも、佐幕勢力によるカウンタークーデターへの警戒と、行政上の実務官僚の不足を補う必要性から明治政府は幕臣に対して寛大に処遇し、幕臣の登用を行ったことが指摘される。幕臣の側でも、徳川氏の静岡転封後においては、その大半が困窮した生活を余儀なくされ、生計をたてるべく明治政府による登用に積極的に応じたとみることができよう。明治初期において幕臣が与えられた地位は、政策決定に関与するような高い地位ではなく、むしろ実務を担当する中堅以下の地位であった。補助論文で指摘されたこうした見解は本論とも符合するものであり、維新期の幕臣に関する適切な評価となっている。

第二論文では、北海道（蝦夷地）を主たる事例として、江戸時代における藩レベルの触書の内容と、明治初期における箱館府の布達の内容を比較、検討して、明治維新を画期として、統治者の意識や、官民関係に関する認識にいかなる変化を認めうるか、果して連続性を認めうるかについて考察している。ここでは、松前藩による触書と箱館府による布達について、その内容を比較し、明治維新が政府と民衆の関係に与えた変化について検討している。その結果明らかになったのは、むしろ連続性である。基本的には江

戸時代における領主と領民の関係である「仁政」的な支配関係の連続性が認められる。支配関係の変化は明治維新において起こっているのではなく、廃藩置県によって引き起こされているとの筆者の主張には説得力がある。事例としてとりあげた中越地方の柏崎県の布達を精査してみると、明らかに在方との共通点が認められる。政府と民衆の関係は農村部において連続性が高いという門松君の見解は注目し値しよう。

以上の内容の検討を踏まえて、同君の論文に対する総括的評価を行いたい。同君の論文の大前提には、政治変動と行政組織、行政機関の関係に関して人的連続性を明らかにするという行政学的問題意識がある。明治維新に際しての行政的連続性については、明治政府による旧幕臣の処遇を総括的、かつ詳細に分析している。従来の研究ではこのテーマを扱ったものがほとんど勅奏任官を中心に分析しているのに対して、門松君は多数を占める判任官といういわば実務官僚層を取り上げることで分析をより精緻に行い、その実態と役割を明確化した。データベースの作成にみられる堅実な努力は高く評価されねばならない。同君の研究から廃藩置県が大きな画期となっているとの注目すべき知見が認められる。箱館を事例としたこの研究では、旧幕臣が

維新时期から廃藩置県までいわば「中継ぎ」の役割を果たしていたことがわかる。こうした視点も実に新鮮であり、貴重な見解である。

また、同君は旧幕臣が所属した行政機関相互の機能的比較を進めたが、この成果は人的連続性を補完する上できわめて有効である。日本の近世と近代の連続性、非連続性に関心を寄せる研究者に大きな刺激を与えたであろうことは疑いない。

細部にもすぐれた知見が見受けられるが、何といつても同君の研究の質を高めているのは、厳密な史料批判である。北海道立文書館所蔵の『官員進退調綴込』をはじめとする膨大な史料群に一つ一つ丹念に史料批判を加えた上で史料を用いていることは、実証史学者の真摯な仕事として、これまた高く評価されねばならない。

しかし同論文にも問題がないわけではない。各章の概況を論じた部分がいささか冗長な点である。本論の展開に密接に関係する部分のみ叙述されるべきである。また、数量分析を補う事例研究も煩瑣の感をぬぐいきれない。しかるべき整理が求められよう。さらに、旧幕臣の「中継ぎ」的性格が指摘されているが、その政治学的・行政学的意義をより深く考察する必要がある。

だが、こうした問題はまったく本論文の価値を減じるものではない。さらなる研鑽が期待されるところである。

よって、審査員一同は一致して、門松秀樹君に博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与することを適当と考え、ここに報告するしだいである。

平成一八年四月六日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	筧原 英彦
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	寺崎 修
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	大山 耕輔